

いじめ対応、教員の「最優先業務」 情報共有は「義務」

水沢 健一 2016年10月25日07時45分

いじめを防ぐ対策を議論してきた文部科学省の有識者会議は24日、教職員の業務の中で「自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付ける」などとする同省への提言案をまとめた。いじめを小さな段階で幅広く把握するため、いじめの認知件数が少ない都道府県には同省が指導することも求めた。文科省は今後、提言に沿って具体策を詰める。

有識者会議はこれまで、2013年施行の「いじめ防止対策推進法」に基づいて学校に常設が義務づけられた「いじめ対策組織」で、いじめの情報が共有されず、自殺など重大な結果を招いていると指摘してきた。朝日新聞の調べでは、同法施行後、いじめと自殺の関係の調査を終えた第三者委員会が12件中9件で情報共有の不足を指摘している。

このため提言案では、学校内での情報共有を重視。同法に基づく「義務」であることを教職員に周知し、いじめへの対応を「最優先」とした。校長ら管理職には情報共有しやすい環境作りを求める一方、「教職員の日常業務は膨大」として、生徒指導の専任教員を置いたり、部活動の休養日を設けたりして、教員の負担を減らすことも求めている。

一方、当初の提言案では、情報共有を怠った公立学校の教員に対し、「地方公務員法上の懲戒処分となりうることを周知する」としていたが、教員の萎縮や反発を懸念する声があり、表現を再検討する。

また有識者会議は、都道府県によっていじめの認知件数に差があることにも注目した。

いじめ防止対策推進法は子どもが「心身の苦痛を感じているもの」を全ていじめと定義するが、文科省の2014年度の調査では、最多の京都府と最少の佐賀県の間に約30倍の開きがあった。提言案では、細かな具体例を示していじめの定義を明確化し、認知件数が少ない都道府県には、文科省が直接、個別に指導することも求めた。ただ、この点について「単純に数で評価するようになってはならない。まず、いじめを見逃さないという認識を高めることが大前提であるべきだ」（中学校長の経験がある嶋崎政男・神田外語大教授〈教員養成〉）との指摘がある。

インターネットによるいじめへの対応の必要性も指摘。LINEなど外部から見えないSNSによるいじめについては、刑法上の名誉毀損（きそん）罪や民事上の損害賠償請求の対象となりうることを子どもに知らせる取り組みも促した。

有識者会議は森田洋司・鳴門教育大学特任教授を座長に、いじめ防止対策推進法が施行3年になるのを踏まえ、同法に基づく基本方針の見直しの必要性などを議論してきた。近く提言を

文科省に出す。同法は超党派の議員立法のため、自民、公明、民進などの各党間で今後、法改正への動きが出る可能性もある。（水沢健一）

■有識者会議の主な提言案

- ・ いじめの認知件数が少ない都道府県に対し、文科省が個別に指導する
- ・ 学校ごとに常設する「いじめ対策組織」に弁護士や警察官経験者ら外部人材の参画を進める
- ・ いじめの情報共有が「いじめ防止対策推進法」に基づく義務であることを周知する
- ・ 生徒指導専任教員を置いたり、部活動の休養日を設けたりして教職員の負担軽減を進める
- ・ 教職員の日常業務において、自殺予防、いじめ対応を最優先事項に位置づけるよう促す
- ・ 教育委員会に対し、加害者の出席停止措置の手順、出席停止中の支援を含む留意事項を示す
- ・ LINEなどSNSによるいじめの具体例を示し、刑法上の名誉毀損（きそん）罪や民事上の損害賠償請求の対象となりうることを知らせる取り組みを進める
- ・ 自殺や不登校など「重大事態」の調査の進め方（第三者委員会の人選、調査方法など）についてガイドラインを作成する
- ・ 第三者委員会の報告書をデータベース化し、再発防止につなげる

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.